

引受の実施方策

(1) 農作物共済

①農業保険メニューの提案と周知

- ・個々の経営及び経営リスクにあった加入方式を推奨し、掛金の見積もりや支払い例など、具体的な提案を行う。
- ・青色申告者においては、オールリスクに対応する農業経営収入保険への移行推進を行う。特に10 ha以上の水稻栽培者においては、農業経営収入保険への移行又は地域インデックス方式への移行を推奨する。
- ・農業保険未加入者に対し、災害リスクの備えは農業保険への加入が基本となることを改めて説明し農業保険加入を推奨するとともに、WEBサイトを活用し加入方式等の制度内容を周知する。

②加入希望者全戸の期日内掛金徴収

- ・共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないよう複数回の掛金徴収日を設定するなど留意する。

(2) 家畜共済

①農業保険メニューの提案と周知

- ・有資格者全戸訪問を実施し、個々の経営及び経営リスクにあった保険設計プランを提案する。

②個体確認の徹底

- ・引受時の個体確認を徹底し、かつ牛個体識別情報全国データベースとの照合及び加入者に対し情報更新の徹底を図るよう周知し、正しい飼養状況の把握に努める。

③加入サポートの推進

- ・加入者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の登録を推進し、加入者が自ら加入申請手続きができるようサポートを行う。

(3) 果樹共済

①農業保険メニューの提案と周知

- ・個々の経営及び経営リスクにあった加入方式を推奨し、掛金の見積もりや支払い例など、具体的な提案を行う。
- ・青色申告者においては、オールリスクに対応する農業経営収入保険への移行推進を行う。また、白色申告者においては、充実した補償を提供できる災害収入共済方式を推奨する。
- ・農業保険未加入者に対し、災害リスクの備えは農業保険への加入が基本となること、災害による損失が発生した場合には自己負担となってしまうことを改めて説明し、

農業保険加入を推奨する。

②加入希望者全戸の期日内掛金徴収

- ・ 共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないよう複数回の掛金徴収日を設定するなど留意する。

(4) 畑作物共済

①充実した補償への移行推進と周知

- ・ 青色申告者においては、オールリスクに対応する農業経営収入保険への移行推進を行う。また、大豆共済において、白色申告者で収穫量が適正または客観的に把握できる方においては、充実した補償が提供できる全相殺方式を推奨する。
- ・ 農業保険未加入者に対し、災害リスクの備えは農業保険への加入が基本となること、災害による損失が発生した場合には自己負担となってしまうことを改めて説明し、農業保険加入を推奨する。

②加入希望者全戸の期日内掛金徴収

- ・ 共済掛金が期日内に納入されない場合は共済関係が解除となるため、掛金納入不能者が出ないよう複数回の掛金徴収日を設定するなど留意する。

③加入サポートの推進

- ・ 加入者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の登録を推進し、加入者が自ら加入申請手続きができるようサポートを行う。

(5) 園芸施設共済

①全戸訪問推進の実施

- ・ 未加入者名簿を基に全戸訪問推進を行い、農家個々の経営リスクにあった適切な補償内容を見積りかつ丁寧な説明を行い、農林水産省が目標とする戸数加入率 80%を目指す。

②制度の周知

- ・ 行政やJA等の関係機関に協力依頼を行い、関係機関の主催する会議に積極的に参加し、制度の周知を図る。
- ・ 関係機関の広報誌等の情報媒体を通じて情報発信を行う。

③補償の充実

- ・ 農家ニーズに合わせた複数プランの見積書を作成し積極的な推進を図る。

④集団加入の推進

- ・ 生産部会等に対して、メリットを周知し、集団加入の実施を促す。

⑤加入サポートの推進

- ・ 加入者の利便性の向上や事務の効率化を図るため、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の登録を推進し、加入者が自ら加入申請手続きができるようサポー

トを行う。

(6) 任意共済

建物共済

①補償の充実

- ・評価額（再取得価額）までの満額加入を勧めつつ、特約（臨時費用担保特約）付加の推進を行い、補償の充実を推奨する。

②付属建物の加入推進

- ・未加入物件の多い納屋、倉庫、農作業場について、評価額（再取得価額）による適正補償金額を提示し、加入及び増額加入を推進する。

③効率的な加入推進の実施

- ・①補償の充実及び②付属建物への加入推進については、制度共済や収入保険推進時に行うこととし、効率的な加入推進を実施する。

農機具共済

①農業法人等への加入推進

- ・農業法人及び集落営農組織が所有、管理する農機具の加入推進を行う。

②効率的な加入推進の実施

- ・農業法人等への加入推進も含め制度共済や収入保険推進時に、農家が所有する農機具の加入推進を行う。

(7) 農業経営収入保険

① 法人推進の強化

- ・各地域センターに法人推進に特化した専任担当を配置し、専任担当会議にて課題提起、意見交換、情報共有を行う。
- ・法人へのアプローチは原則管理職と専任担当のセット推進とし、数字起点の提案を行う。
- ・効率良く推進を行うために、決算月が不明の法人については個別訪問により聞き取りを行う。

② 加入サポートの推進

- ・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の登録を推進し、加入者が自ら申請手続きができるようになるようサポートする。
- ・白色申告者を対象に確定申告記帳サポートを行い、収入保険の普及拡大につなげる。

③ 行政・関係機関との連携強化

- ・関係機関のソーシャルメディアや広報媒体を活用した普及活動を行う。
- ・市町、JAに新規就農者の情報提供を依頼する。
- ・法人開拓を積極的に行っているJAグループとの連携を強化し、情報共有や同行訪問等を行う。

- ・ J A 青壮年部や女性部の会議で収入保険を P R する。

④ 農業共済からの移行推進

- ・ 水稲共済をはじめ、共済加入者への個別訪問時には収入保険への移行を率先して行う。白色申告者には青色申告への移行推進を行い、収入保険の有資格者の増加を図る。

⑤ 野菜価格安定制度からの移行推進

- ・ 収入保険への移行が進まない生産部会の J A 担当者と打合せを行う。現場の農家の声や J A 職員の事務負担増などを改めて確認し、課題解決に取り組む。

⑥ 効率的な加入推進運動の展開

- ・ 過去の推進履歴を洗い直し、顧客のニーズに合わせた推進を行う。
- ・ 収入保険に関心がある、決算期前に再度伺う等、未加入者の加入推進に優先順位をつけ、効率的な推進を行う。
- ・ 品目別栽培カレンダーを作成し、決算期や農閑期を逃さず推進を行う。